

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人親和福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会等（以下「会議等」という。）への出席（テレビ会議・WEB会議による参加の場合を含む）に係る職務執行の対価として、支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

- 2 法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。
- 3 法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬等の支給日は、給与規程第6条に準じた日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、第6条に準じて支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、旅費支給規則に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年 7月 1日から施行する。

この規程は令和 4年（2022年） 6月 9日改定、

令和4年（2022年） 7月 1日から施行する。

別表 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	報 酬 の 額
評 議 員	会議等への出席の都度 1人一律10,000円
常 勤 役 員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非 常 勤 役 員	会議等への出席の都度 1人一律10,000円
監 事	会議等への出席の都度 1人一律10,000円 監査の都度 1人一律20,000円
評 議 員 非 常 勤 役 員 監 事	テレビ会議・WEB会議による参加の場合 1人一律5,000円 決議の省略の場合 1人一律5,000円